

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
目次 <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の20の2・第59条の20の3）</u> <u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</u> <u>第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</u> <u>第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</u> <u>第4款 運営に関する基準（第59条の27―第59条の38）</u> （趣旨） 第1条 この条例は、<u>共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の2第1項並びに指定地域密着型サービスの事業に係る法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、共生型地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>（1） 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。</u> <u>（2） 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞ</u>	目次 <u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> <u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）</u> <u>第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）</u> <u>第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）</u> <u>第4款 運営に関する基準（第59条の27―第59条の38）</u> （趣旨） 第1条 この条例は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>（1） 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</u> <u>（2） 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定</u>

改正後	改正前
<u>れ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</u> <u>(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</u> <u>(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>(7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</u>	<u>する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。</u> <u>(3) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。</u> <u>(4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</u>
2 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 <u>(介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>を	2 (略) (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

改正後	改正前
いう。以下この章において同じ。) が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者 <u>(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)</u> の業務に <u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上）</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3・4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(11) (略) <u>(12) 介護医療院</u> 6 (略) 7 <u>当該</u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。	(2)～(4) (略) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第6条 (略) 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者 <u>(高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第7条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)</u> の業務に <u>3年以上</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 3・4 (略) 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間において</u>、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(11) (略) 6 (略) 7 <u>午後6時から午前8時までの間は、当該</u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

改正後	改正前
8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9～11 (略) 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第6項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないとき</u>は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 9～11 (略) 12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第66条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第6項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合</u>は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2 (略) 3 前項本文の規定にかかわらず、<u>随時対応サービス</u>については、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4 (略) (地域との連携等) 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（町の区域内に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>6月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 (略) 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する<u>場合には、正当な理由がある場合を除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行わなければならない</u>。	(勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2 (略) 3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービス</u>については、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 4 (略) (地域との連携等) 第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員（町の区域内に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する場合に限る。）又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>3月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2・3 (略) 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する<u>場合には</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行うよう努めなければならない</u>。

改正後	改正前
(指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 <u>（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 （略） (訪問介護員等の員数) 第47条 （略） 2 （略） 3 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱い方針は、次に掲げるところによるものとする。	(指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 （略） (訪問介護員等の員数) 第47条 （略） 2 （略） 3 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 (指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱い方針は、次に掲げるところによるものとする。

改正後	改正前
(1)～(5) (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。<u>特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u> <u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u> <u>（共生型地域密着型通所介護の基準）</u> <u>第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として</u>	(1)～(5) (略) (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。<u>この場合において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</u>

改正後	改正前
<u>重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u> <u>（１） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> <u>（２） 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u> <u>（準用）</u> <u>第59条の20の３ 第９条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の２、第59</u>	

改正後	改正前
<u>条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</u> <u>第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> （利用定員） 第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>18人</u>以下とする。	<u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u> （利用定員） 第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>9人</u>以下とする。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意) 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) (準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人	(内容及び手続の説明及び同意) 第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 (略) (準用) 第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。 (従業者の員数) 第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人

改正後	改正前
ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 <u>前各項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63	ホーム、病院、診療所、<u>介護老人保健施設</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 <u>前3項</u>の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第6号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63

改正後	改正前
条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 5～7 (略) (利用定員等) 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）</u>においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</u> 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（<u>第82条第7項及び第191条第8項</u>において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (従業者の員数等)	条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。 5～7 (略) (利用定員等) 第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においては施設ごとに1日当たり<u>3人以下とする。</u> 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（<u>第82条第7項</u>において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (従業者の員数等)

改正後	改正前
第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所<u>並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居	第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所<u>及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を1以上と

改正後

宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病棟を有する診療所であるものに限る。） <u>又は介護医療院</u>	介護職員
(略)		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置

改正前

し、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病棟を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(略)		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サー

改正後	改正前
くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 （略） （管理者） 第83条 （略） 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （協力医療機関等）	ビスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。 8～13 （略） （管理者） 第83条 （略） 2 （略） 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 （協力医療機関等）

改正後	改正前
第103条 (略) 2 (略) 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (管理者) 第111条 (略) 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 (略) 2～6 (略) <u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>	第103条 (略) 2 (略) 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設</u>、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (管理者) 第111条 (略) 2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者) 第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているものでなければならない。 (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第117条 (略) 2～6 (略) <u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</u> <u>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u> (協力医療機関等) 第125条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2・3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員<u>及び介護職員のうちそれぞれ</u>1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 5・6 (略) 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談	(協力医療機関等) 第125条 (略) 2 (略) 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設</u>、病院等との間で連携及び支援の体制を整えなければならない。 (従業者の員数) 第130条 (略) 2・3 (略) 4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員<u>のうち1人以上及び介護職員のうち</u>1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で1以上とする。 5・6 (略) 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談

改正後	改正前
員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員 (2) (略) <u>(3) 介護医療院 介護支援専門員</u> 8～10 (略) (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 (略) 2～5 (略) <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (従業者の員数) 第151条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介	員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員 (2) (略) 8～10 (略) (指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 (略) 2～5 (略) <u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u> (従業者の員数) 第151条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介

改正後	改正前
護老人福祉施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下<u>この項</u>において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成11年厚生労働省令厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（<u>指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。</u>）又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 （略） 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該	護老人福祉施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下<u>この条</u>において同じ。）<u>及び</u>ユニット型指定介護老人福祉施設（<u>高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>（平成25年高知県条例第10号）第48条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。））、<u>介護老人保健施設</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5～7 （略） 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該

改正後	改正前
サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員 (3) (略) <u>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u> 9～17 (略) (サービス提供困難時の対応) 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設若しくは介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針) 第157条 (略) 2～5 (略) <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>	サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) (略) (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員 (3) (略) 9～17 (略) (サービス提供困難時の対応) 第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は<u>介護老人保健施設</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針) 第157条 (略) 2～5 (略) <u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>(緊急時等の対応)</u> <u>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u> (運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) <u>(6) 緊急時等における対応方法</u> <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 (略) 2～7 (略) <u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善</u>	(運営規程) 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) <u>(6) 非常災害対策</u> <u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 (略) 2～7 (略) <u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>を図らなければならない。</u> (運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 緊急時等における対応方法</u> <u>(8) 非常災害対策</u> <u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u> (従業者の員数等) 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護 <u>(第82条第7項に規定する本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 <u>及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型</u>	(運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 非常災害対策</u> <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (従業者の員数等) 第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護 <u>(本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 <u>又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅

改正後	改正前
<u>能型居宅介護事業所</u>にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 （略） 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第82条第7項に規定する本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能	介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 2～5 （略） 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>本体事業所</u>である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

改正後	改正前
型居宅介護従業者を置かないことができる。 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 介護医療院</u> 8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u> 9 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u>	7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。 (1)～(4) (略) 8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u> 9 <u>前項の介護支援専門員は、町長が定める研修を修了している者でなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u> <u>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7条各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</u> <u>12 前項の介護支援専門員は、町長が定める研修を修了している者でなければならない。</u> <u>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</u> <u>14 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において</u>	<u>10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u>

改正後	改正前
<u>一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第67条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき並びに第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u> （管理者） 第192条 （略） <u>2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u> <u>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u> （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経	（管理者） 第192条 （略） <u>2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u> （指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者） 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者

改正後	改正前
験を有する者であって、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）</u>以下とする。 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める<u>利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人</u>）まで	であって、町長が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。 (登録定員及び利用定員) 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、<u>29人</u>以下とする。 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める範囲内において定めるものとする。 (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>登録定員</u>に応じて、次の表に定める<u>利用定員</u>）まで
(略) (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から<u>9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）</u>まで (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア～エ (略) <u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供</u>	(略) (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から<u>9人</u>まで (設備及び備品等) 第195条 (略) 2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 宿泊室 次に定めるところによる。 ア～エ (略)

改正後	改正前
<u>に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u> 3・4 (略) (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成) 第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、<u>介護支援専門員（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～10 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、<u>もの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</u>から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第34条第1項中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13第3項中</u>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサ	3・4 (略) (看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成) 第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、<u>介護支援専門員</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 2～10 (略) (準用) 第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、<u>第93条</u>から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第34条中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13中</u>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第89</u>

改正後	改正前
ービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第92条の2第1項中「前条第1項第5号」とあるのは「第197条第5号」と、第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。	条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。